

第

5922

号

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 3月 26日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

事業承継税制の改正

Q：事業承継税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

事業承継税制とは、平成21年度の税制改正で創設され、毎年のように改正されてきているもので、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の特例制度のことをいいますが、まだまだ使いにくいとのことを受け、10年間限定とする特例措置が講じられました。

改正の主な内容は、次のとおりです。

①対象株式

これまでは、総株式の最大3分の2が対象でしたが、経営者が保有する全株式が対象になりました。

②納税猶予割合

これまでは、納税猶予割合が80%でしたが、これが100%となり、使いやすいものになりました。

③雇用維持要件

事業承継後5年間は、平均8割の雇用確保しなければならないとする要件は、認定支援機関の指導助言を条件に実質撤廃となりました。

④承継パターンの拡大

先代経営者(父)から後継者のみの承継(1対1)から複数人から1人、1人から最大3人までの承継がみとめられるようになりました。

